

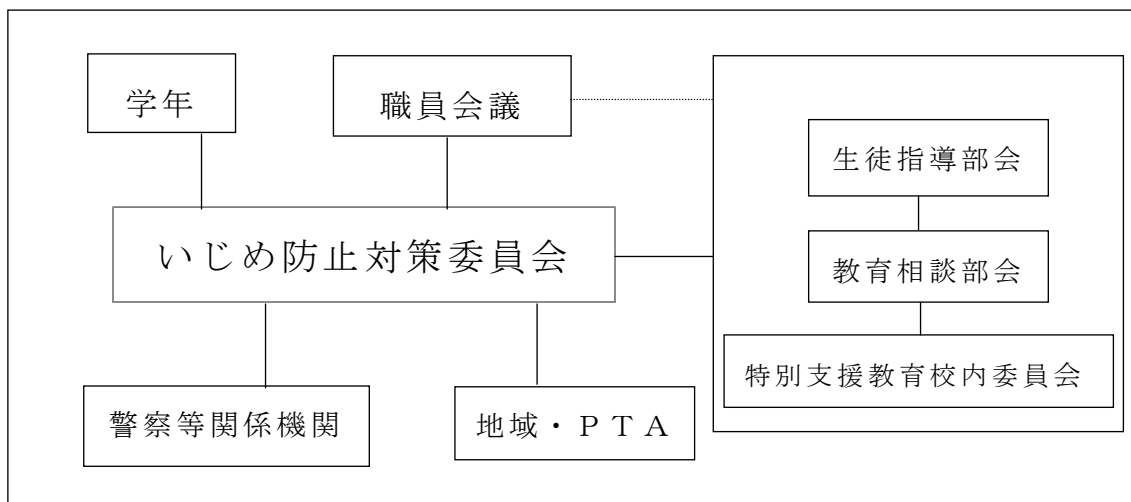
平成29年度豊川市立天王小学校いじめ防止基本方針の概要

1 基本的な考え方

- ・いじめは児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じる恐れのあるものと位置づける。
- ・教職員は、いじめは「どこでもいつでも起こりうる」という認識をもつとともに、いじめは、「絶対に許さない」という共通の姿勢で取り組む。
- ・教職員は、児童が抱える課題を多角的・多面的にとらえ、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、気になる事案に対しては学校全体で組織的に対応する。
- ・子どもたちが安心して楽しく学べる環境としての学校を目指す。児童が自己肯定感や自己有用感をもち、仲間とともに成長できるよう教育活動全体で規範意識の向上を図り、集団のあり方についての学習を深める。
- ・家庭・地域社会・関係機関と連携を密にし、情報の共有を図り、いじめの未然防止と早期発見・解決に向けて取り組む。
- ・子ども理解に努め、いじめ防止対策委員会を中心に全職員の共通理解を基にいじめに関わる問題解決に努める。

2 いじめ防止対策のための組織

- ・いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を次のように設置する。



3 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめ防止対策委員会を開催し、以下の内容について検討し実施する。
 - (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認。
 - (2) いじめの未然防止の取り組み、早期発見のためのいじめアンケートの実施・集約・分析・対策。
 - (3) 児童や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見の聴取。
 - (4) いじめへの具体的な対応策を取り、正確な事実の把握に努め、問題解決に向けた指導・支援体制の組織作り。
 - (5) 事案への対応は、構成員を検討して、迅速に対応する。必要に応じて関係機関との連携を図る。

4 方策の概要

【いじめの未然防止】

- ・教職員と児童、児童相互の関わり合いの活動を通して、互いの人格を認め合う気持ちを育てる。
- ・児童がいじめ問題を自分のこととして考え、より深く理解し、自ら活動できるよう、あらゆる場面で啓発する。

- ・児童の自己肯定感を高めるために、一人一人を生かした授業、分かる授業を心がける。
- ・活動や体験を通して、社会性を育てるとともに、学校生活のルールやマナー、学習規律を身につけさせる。また、教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育・特別支援教育の充実を図り、思いやりの心、命の大切さといった心情を育てる。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットによるいじめの加害者及び被害者とならないように努める。
- ・教職員がいじめの誘発・黙認することがないよう細心の注意を払い、常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善・充実を図る。

【いじめの早期発見】

- ・教師の個人的な判断や思い込みを排除し、児童の立場に立ち、些細な変化を見逃さないようにする。
- ・相談ポストの設置、いじめアンケートやハートフル相談を通して、児童一人一人の話を聞く機会を確保し、子どもたちの悩みや問題について寄り添い、解決の方策を探る。
- ・月1回の子ども理解の会や年2回はいじめアンケートにより、子どもたちの実態を把握し、職員の共通理解を基に、適切な対策や指導にあたる。
- ・連絡帳、電話、家庭訪問等で、保護者と情報を共有する体制作りに努める。
- ・家庭と地域の協力を得られるよう、月1回「天王だより」「生活だより」を発行する。

【いじめへの対応】

- ・いじめの発見や通報を受けた場合、「いじめ防止対策委員会」で速やかに、かつ組織的に以下のように対応する。
 - (1) 聴き取り調査等によりいじめ情報を把握し、事実確認を行うとともに、迅速な対応に努め、解決につなげていく。
 - (2) 被害児童を守り通す姿勢で対応する。保護者に対して説明責任を果たすとともに、いじめ問題が解決しても、被害児童が安心して学校生活を送ることができるよう継続的に支援をしていく。
 - (3) 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・助言にあたる。保護者に対し事実を伝え、連携して立ち直りに向けて支援をしていく。
 - (4) 職員の共通理解を図り、SC等の専門家や警察、児童相談所等の関係機関と連携して対応する。
 - (5) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団作りを行う。

【家庭・地域・関係機関との連携】

- ・PTAや地域の関係機関が連携し、相手を思いやる気持ちや規範意識を高めていくと共に、地域ぐるみでいじめ問題を解決する仕組みづくりを推進する。
- ・いじめアンケートに記載されたものは複数の教員で確認し、明らかになったことについては、保護者にも伝え、確認の場をもったり、相談の機会を設けたりする。
- ・学校は、ネット等の利用についての適切な指導を行うと共に、ネット上のいじめなどへの対応については、必要に応じて警察署や法務局など関係機関とも連携して早期解決を図る。

5 重大事態の対処

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に発生の報告を行い、学校が調査主体となった場合、次のように対応する。
 - (1) 重大事態の調査組織を設置する。
 - (2) 事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (3) いじめを受けた児童・保護者への適切な情報提供をする。
 - (4) 調査結果を教育委員会に報告する。
 - (5) 調査結果を踏まえた必要な措置を適切に行う。